

(別紙)

環水大総発第 111222001 号

平成 23 年 12 月 22 日

環水大総発第 1604061 号

平成 28 年 4 月 6 日

環循事発第 1903122 号

平成 31 年 3 月 12 日

環循事発第 20040121 号

令和 2 年 4 月 1 日

環循事発第 2103014 号

最終改正 令和 3 年 3 月 1 日

放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱

(通則)

第 1 条 放射線量低減対策特別緊急事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」という。)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号。以下「施行令」という。)及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この補助金は、都道府県及び市区町村が、東日本大震災による原子力災害に伴う放射線が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を減少させるために「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成 23 年法律第 110 号)に基づいて実施する放射線量低減対策を補助することを目的とする。

(交付の対象等)

第 3 条 環境大臣(以下「大臣」という。)は、都道府県知事及び市区町村長(以下「都道府県知事等」という。)が行う、放射線量低減対策特別緊急事業(以下「補助事業」という。)を実施するための経費のうち、必要性や合理性の観点から補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 他の法令及び予算に基づく補助金等(法第2条第1項に規定する補助金等をいう。)の交付を受けて行われる事業については、交付の対象としない。
- 3 補助対象経費の区分は別表第1のとおりとする。また事業の実施に関して必要な細目は、環境再生・資源循環局長が別に定める取扱要領によるものとする。

(申請手続)

- 第4条 都道府県知事等はこの補助金の交付の申請を受けようとするときは様式第1による申請書を大臣に提出しなければならない。
- 2 都道府県知事等は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

- 第5条 大臣は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した補助金交付決定通知書により都道府県知事等に通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該通知を行うものとする。
- 2 前条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(交付の条件)

- 第6条 大臣は、第4条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 2 大臣はこの補助事業の完了によって都道府県知事等に収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない限り、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付させることができる。

(申請の取下げ)

- 第7条 都道府県知事等は、交付決定の内容またはこれに付された条件に対して不服が

あることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から 15 日以内にその旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(契約等)

第 8 条 都道府県知事等は補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は一般の競争に付さなければならない。ただし補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(計画変更の承認)

第 9 条 都道府県知事等は次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第 2 による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

一 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし各配分額のいずれか低い額を超えない流用増減を除く。

二 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし大臣が別に定める軽微な変更を除く。

2 大臣は前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第 10 条 都道府県知事等は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは様式第 3 による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第 11 条 都道府県知事等は補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第 4 による遅延報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第 12 条 都道府県知事等は補助事業の遂行及び収支の状況について大臣の要求があったときは、速やかに様式第 5 による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第 13 条 都道府県知事等は、補助事業が完了 (廃止の承認を受けた場合を含む。) したときは、事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに様式第 6 による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

- 2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに前項に準ずる実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 3 大臣は、前2項の規定により都道府県知事等が提出した書類に不足等がある場合には、報告書に関する書類等の提出を、都道府県知事等に対して求めることができる。
- 4 都道府県知事等は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、補助金にかかる消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金額の確定等)

- 第14条 大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第9条の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、都道府県知事等に通知する。
- 2 大臣は、都道府県知事等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
 - 3 都道府県知事等は、前項の返還を命ぜられ、これを大臣による納付指示のなされた日から20日以内に納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

(補助金の支払い)

- 第15条 補助金は前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要なと認められる経費については、概算払をすることができる。
- 2 都道府県知事等は、前条の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式第7による請求書を大臣に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第16条 都道府県知事等は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに大臣に報告しなければならない。
- 2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 第14条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

第 17 条 大臣は、第 10 条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に掲げる場合には、第 5 条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。ただし、第 4 号の場合において、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 一 都道府県知事等が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- 二 都道府県知事等が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 三 都道府県知事等が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の取消し又は変更をした場合において、すでに当該取消し又は変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

4 第 14 条第 3 項の規定は、第 2 項の返還の規定について準用する。

(財産の管理等)

第 18 条 都道府県知事等は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 大臣は、取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産処分の制限)

第 19 条 都道府県知事等は、取得財産等のうち、不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械及び器具、並びにその他大臣が定める財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間（以下「処分制限期間」という。）を経過するまで大臣の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は

取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。処分制限期間内において、当該財産処分を行おうとするときは、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付け環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に基づき行うものとする。なお、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金の納付期限については、大臣による納付指示のなされた日から20日以内とし、その期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利3パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の経理）

第20条 都道府県知事等は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助資金の用途を明らかにしておかなければならない。

2 都道府県知事等は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第21条 都道府県知事等は、第4条第1項の規定に基づく交付の申請、第7条の規定に基づく申請の取下げ、第9条第1項の規定に基づく計画変更の申請、第10条の規定に基づく中止又は廃止の申請、第11条の規定に基づく事業遅延の報告、第12条の規定に基づく状況報告、第13条第1項もしくは第2項の規定に基づく実績報告、第15条第2項の規定に基づく支払請求、第16条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、又は第19条の規定に基づく財産処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、電子情報処理組織を使用する方法（法第26条の2及び3の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

（電子情報処理組織による通知等）

第22条 大臣は、前条の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

別表第1（第3条関係）

補助対象事業	対象経費	基準額
除染実施計画策定に係る業務	<ul style="list-style-type: none"> (1) 諸謝金（専門家の招へい等） (2) 旅費（鉄道、バス等の運賃、日当等） (3) 備品費（空間線量計 等） (4) 消耗品費（作業着、ゴーグル、長靴、ヘルメット、脚立、手袋、マスク、事務用品、除染事業作業員標（ワッペン、腕章等） 等） (5) 印刷製本費（製本代、コピー代、写真代 等） (6) 通信運搬費（郵便料、電話料 等） (7) 借料及び損料（会場、機器類（線量計を含む）等の使用賃借、光熱水費、ガソリン代 等） (8) 会議費（会議の際の弁当 等） (9) 報酬、共済費、給料、職員諸手当等（会計年度任用職員へ支給されるものに限る。） (10) 雑役務費（保険料、手数料 等） (11) 委託費（調査、測量の実施 等） (12) 資材購入費（資材購入費 等） (13) その他、計画策定に必要なとなる経費 	環境大臣が定める額
除染事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 除染作業費 (2) 現場保管費 (3) 汚染土壌等運搬費 (4) 処分費 (5) 仮置場設置費 (6) 除染作業等関連諸経費 (7) 事務費（諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、報酬、共済費、給料、職員諸手当等、雑役務費、委託費、資材購入費（ただし、報酬、共済費、給料、職員諸手当等については、会計年度任用職員へ支給されるものに限る。） (8) その他、除染事業に必要なとなる経費 	環境大臣が定める額

<p>除染に伴う子どもの生活環境再生事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 原形復旧措置等作業費 (2) 廃棄物等運搬費 (3) 処分費 (4) 原形復旧措置等作業等関連諸経費 (5) 事務費(諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、報酬、共済費、給料、職員諸手当等、雑役務費、委託費、資材購入費(ただし、報酬、共済費、給料、職員諸手当等については、会計年度任用職員へ支給されるものに限る。)) (6) その他、除染に伴う子どもの生活環境再生事業に必要なとなる経費 	<p>環境大臣が定める額</p>
<p>専門家派遣事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 諸謝金(専門家の招へい等) (2) 旅費(鉄道、バス等の運賃、日当等) (3) 備品費(空間線量計 等) (4) 消耗品費(作業着、ゴーグル、長靴、ヘルメット、脚立、手袋、マスク、事務用品、除染事業作業員標(ワッペン、腕章等) 等) (5) 印刷製本費(製本代、コピー代、写真代 等) (6) 通信運搬費(郵便料、電話料 等) (7) 借料及び損料(会場、機器類(線量計を含む)等の使用賃借、光熱水費、ガソリン代 等) (8) 会議費(会議の際の弁当 等) (9) 報酬、共済費、給料、職員諸手当等(会計年度任用職員へ支給されるものに限る。) (10) 雑役務費(保険料、手数料 等) (11) 委託費(調査、測定の実施 等) (12) 資材購入費(資材購入費 等) (13) その他、専門家派遣事業に必要なとなる経費 	<p>環境大臣が定める額</p>

事後モニタリング事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 諸謝金 (専門家の招へい等) (2) 旅費 (鉄道、バス等の運賃、日当等) (3) 備品費 (空間線量計 等) (4) 消耗品費 (作業着、ゴーグル、長靴、ヘルメット、脚立、手袋、マスク、事務用品、除染事業作業員標 (ワッペン、腕章等) 等) (5) 印刷製本費 (製本代、コピー代、写真代 等) (6) 通信運搬費 (郵便料、電話料 等) (7) 借料及び損料 (会場、機器類 (線量計を含む) 等の使用賃借、光熱水費、ガソリン代 等) (8) 会議費 (会議の際の弁当 等) (9) 報酬、共済費、給料、職員諸手当等 (会計年度任用職員へ支給されるものに限る。) (10) 雑役務費 (空間線量計等の校正費、保険料、手数料 等) (11) 委託費 (調査、測定の実施 等) (12) 資材購入費 (資材購入費 等) (13) その他、事後モニタリング事業に必要となる経費 	環境大臣が定める額
仮置場等の原状回復	<ul style="list-style-type: none"> (1) 原形復旧措置等作業費 (2) 廃棄物等運搬費 (3) 処分費 (4) 原形復旧措置等作業等関連諸経費 (5) 事務費 (諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、報酬、共済費、給料、職員諸手当等、雑役務費、委託費、資材購入費 (ただし、報酬、共済費、給料、職員諸手当等については、会計年度任用職員へ支給されるものに限る。)) (6) その他、仮置場等の原状回復に必要となる経費 	環境大臣が定める額

次に掲げるものに該当する経費は、補助対象経費とならない。

- (1) 職員の人件費

様式第 1

識別番号：

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

(地方自治体の長)

令和 年度放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付申請書

標記の補助金の交付を受けたいので、放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱（平成 23 年 12 月 22 日付け環水大総発第 111222001 号）第 4 条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

- 1 . 補 助 金 申 請 額 金 _____ 円也
- 2 . 補 助 金 所 要 額 調 書 (別 紙 1 - 1)
- 3 . 事 業 計 画 書 (別 紙 1 - 2)
- 4 . 総 事 業 費 内 訳 書 (別 紙 1 - 3)
- 5 . 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
(1) 責任者の所属部署・職名・氏名
(2) 担当者の所属部署・職名・氏名
(3) 連絡先 (電話番号・Eメールアドレス)

(別紙1 - 1)

令和 年度 補助金 所要額 調書

事業名 _____

(単位：円)

総事業費 (A)	寄付金 その他の 収入額 (B)	差引額 (C) = (A) - (B)	補助対象 経費 (D)	基準額 (E)

補助金 基本額 (F)	補助率 (G)	補助金 所要額 (H) = (F) × (G)	備考

- 注1 (A) 欄には、補助事業に要するすべての経費を記入すること。
2 (B) 欄には、寄付金その他の収入額を記入すること。
3 (C) 欄には、(A) から (B) を差し引いた額を記入すること。
4 (D) 欄には、補助対象経費の支出予定額を記入すること。
5 (F) 欄には、(C)、(D)、(E) を比較して最も少ない額を記入すること。
6 各欄とも消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。

積算内訳

(単位：円)

支出科目	予定額	積算内訳
ア 事業		
イ 事業		
ウ ××事業		
合計		

- 注1 積算内訳は、できる限り詳細に記入すること。
2 消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。

(別紙 1 - 2)

事業計画書

1. 令和 年度補助金事業の内容

(1) 令和 年度補助金事業の概要
(2) 個別補助金事業の概要
ア 事業
イ 事業
ウ ××事業

2. 補助金事業年度別事業計画

	事業内容
ア 事業の事業計画	
イ 事業の事業計画	
ウ ××事業の事業計画	

(別紙 1 - 3)

総事業費内訳書

事業名 _____

(単位：円)

総事業費	総事業費内訳			備考
	国庫補助金	申請者の負担金	その他	

- 注1 「総事業費」欄には、(別紙 1 - 1)補助金所要額調書による総事業費を記載すること。
- 2 財源内訳の国庫補助金以外の財源で決定していないものについては、見込額を記載すること。
- 3 「その他」欄には、本補助金以外に国又は独立行政法人等からの補助金等があれば記載すること。

様式第 2

番 年 月 日
号

環 境 大 臣 殿

(地方自治体の長)

令和 年度放射線量低減対策特別緊急事業費補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付け環循事発第 号をもって補助金の交付決定を受けた標記事業の変更交付を受けたいので、放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱(平成 23 年 12 月 22 日付け環水大総発第 111222001 号)第 9 条第 1 項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 . 変更内容

	要交付額	既交付決定額	差引追加交付所要額
補助金額	()	()	()

2 . 変更理由

(説明資料)

様式第 1 に準ずる

3 . 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先 (電話番号・Eメールアドレス)

(注)

- 1 変更理由は (1) 経費の配分変更、(2) その他 (追加申請などの場合) に区分して具体的な理由を記入すること
- 2 説明資料については、変更部分を二段書きとし、変更前を上段 () 書きとすること

様式第3

番 年 月 日
年 月 日

環 境 大 臣 殿

(地方自治体の長)

令和 年度放射線量低減対策特別緊急事業費補助金中止 (廃止) 申請書

令和 年 月 日付け環循事発第 号をもって補助金の交付決定を受けた標記事業の中止 (廃止) をしたいので、放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱 (平成 23 年 12 月 22 日付け環水大総発第 111222001 号) 第 10 条の規定に基づき、承認願いたく申請します。

- 1 . 中止 (廃止) の理由
- 2 . 中止 (廃止) 後の措置
- 3 . 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
 - (3) 連絡先 (電話番号・Eメールアドレス)

環 境 大 臣 殿

(地方自治体の長)

令和 年度放射線量低減対策特別緊急事業費補助金遅延報告書

令和 年 月 日付け環循事発第 号をもって交付決定を受けた標記補助金事業について遅延が生じる見込みとなったので、放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱（平成 23 年 12 月 22 日付け環水大総発第 111222001 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 . 事 業 名
- 2 . 遅 延 の 内 容 及 び 原 因
- 3 . 遅 延 に 係 る 金 額
- 4 . 遅 延 に 対 して 執 っ た 措 置
- 5 . 遅 延 等 が 事 業 に 及 ぼ す 影 響
- 6 . 事 業 の 遂 行 及 び 完 了 の 予 定
- 7 . 本 件 責 任 者 及 び 担 当 者 の 氏 名 、 連 絡 先 等
(1) 責 任 者 の 所 属 部 署 ・ 職 名 ・ 氏 名
(2) 担 当 者 の 所 属 部 署 ・ 職 名 ・ 氏 名
(3) 連 絡 先 (電 話 番 号 ・ E メ ー ル ア ド レ ス)

注 事業の進捗状況を示した計画表を当初と変更後を対比のうえ作成し、添付すること。

様式第 5

令和 年度放射線量低減対策特別緊急事業費補助金状況報告書

団体名

(単位：円)

事業名	事業期	事業費	補助金額 相当額 (A)	うち補助金額 相当契約額		うち補助金額 相当支出済額		支 出 予 定 額				
				月 まで累計 (B)	(B)/(A) (%)	月 まで累計 (C)	(C)/(A) (%)	第 1 期 第 四 半 期	第 2 期 第 四 半 期	第 3 期 第 四 半 期	第 4 期 第 四 半 期	

注：千円未満は四捨五入で作成すること

環 境 大 臣 殿

(地方自治体の長)

令和 年度放射線量低減対策特別緊急事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け環循事発第 号をもって交付決定を受けた標記事業の実績に関して、放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱（平成23年12月22日付け環水大総発第111222001号。以下「交付要綱」という。）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 . 補助金精算額 金 円也

2 . 事業実施期間

事業開始 令和 年 月 日
事業終了 令和 年 月 日

3 . 補助金精算額調書（別紙 6 - 1 ）

4 . 補助金受入状況調書（別紙 6 - 2 ）

5 . 事業実施報告書（別紙 6 - 3 ）

6 . 総事業費内訳書（別紙 6 - 4 ）

7 . 取得財産管理台帳（別紙 6 - 5 ）

8 . 添付資料

事業の実績を示す資料

- ・ 交付対象経費に係る請求書又は領収書の写
- ・ 請負契約書の写
- ・ 活動の状況等、事業の実施状況を示す写真（施行中及び施行後の写真）など

9 . 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注 差出名は、当該事業に係る様式第 1 の申請者に同じとする。

(別紙6 - 1)

令和 年度 補助金 精算額 調書

事業名 _____

(単位：

円)

総事業費 (A)	寄付金 その他の 収入額 (B)	差引額 (C) = (A) - (B)	補助対象 経費 (D)	基準額 (E)	補助金 基本額 (F)	補助率 (G)

補助金 所要額 (H) = (F) × (G)	交付 決定済額 (I)	補助金 受け入れ 予定額又は 受入済額 (J)	差引 過不足額 (K)	備考

- 注1 (A) 欄には、補助事業に要するすべての経費を記入すること。
2 (B) 欄には、寄付金その他の収入額を記入すること。
3 (C) 欄には、(A) から (B) を差し引いた額を記入すること。
4 (D) 欄には、補助対象経費の支出予定額を記入すること。
5 (F) 欄には、(C)、(D)、(E) を比較して最も少ない額を記入すること。
6 (I) 欄には、既に交付決定を受けた額を記入すること。
7 (J) 欄には、(I) 欄のうち実際に交付を受けた額又は受入予定額を記入すること。
8 (K) 欄には、(J) 欄の額から (H) 欄の額を差し引いた額を記入すること。
9 各欄とも消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。

支出済額内訳

(単位:円)

支 出 科 目	支出済額	支 出 済 額 内 訳
合 計		

- 注1 支出済額内訳は、できる限り詳細に記入すること。
 2 消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。

(別紙6 - 2)

補助金受入状況調書

事業名

区 分	補 助 金	受 入 年 月 日
受 入 額	円	令和 年 月 日
受 入 予 定 額	円	-
合 計	円	-

(別紙6 - 3)

事業実施報告書

事業名		自治体名	
担当課名：		担当者名：	
		連絡先：	
事業の旨			
事業内容	目的		
	内容		
	成果又は進捗状況		
	今後の展望・対応方法等		

(別紙6 - 4)

総 事 業 費 内 訳 書

事業名 _____

(単位：円)

総事業費	総 事 業 費 内 訳			備 考
	国 庫 交 付 金	補助事業者の負担金	そ の 他	

- 注1 「総事業費」欄には、(別紙6 - 1)補助金精算額調書による総事業費を記載すること。
- 2 「その他」欄には、本補助金以外に国又は独立行政法人等からの補助金等があれば記載すること。

(別紙6 - 5)

取 得 財 産 管 理 台 帳 (令和 年度)

(単位:円)

取得者の 氏名・名称	財産名	規格	数量	単価	金 額	取 得 年月日	耐用 年数	保 管 場 所	備 考

注1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が交付要綱第19条に規定する処分制限額以上の財産とする。

2 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式第7（精算払の場合）

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

（地方自治体の長）

令和 年度放射線量低減対策特別緊急事業費補助金精算払請求書

令和 年 月 日付け環循事発第 号をもって交付額確定の通知を受けた放射線量低減対策特別緊急事業費補助金について精算払を受けたいので、放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱（平成23年12月22日付け環水大総発第111222001号）第15条第2項の規定に基づき、以下のとおり請求します。

1. 請 求 金 額 金 円也

2. 請 求 内 訳

交 付 決 定 額	確 定 額 (A)	概算払受領済額 (B)	差 引 請 求 額 (A)-(B)
円	円	円	円

（振込先）

金融機関名	支店名	預金種別	口座番号	口座名義・住所

注）口座名義及び住所には、フリガナを付すこと。

3. 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- （1）責任者の所属部署・職名・氏名
- （2）担当者の所属部署・職名・氏名
- （3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

様式第7（概算払の場合）

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

（地方自治体の長）

令和 年度放射線量低減対策特別緊急事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け環循事発第 号をもって交付決定を受けた放射線量低減対策特別緊急事業費補助金について概算払を受けたいので、放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱（平成23年12月22日付け環水大総発第111222001号）第15条第2項の規定に基づき、以下のとおり請求します。

1. 請 求 金 額 金 円也

2. 請 求 内 訳

交 付 決 定 額 (A)	概算払受領済額 (B)	今 回 請 求 額 (C)	残 額 (A)-(B)-(C)
円	円	円	円

（振込先）

金融機関名	支店名	預金種別	口座番号	口座名義・住所

注）口座名義及び住所には、フリガナを付すこと。

3. 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- （1）責任者の所属部署・職名・氏名
- （2）担当者の所属部署・職名・氏名
- （3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）